

平成 25 年 12 月 24 日作成

平成 26 年 1 月 15 日施行

平成 27 年 7 月 8 日一部改訂

佐賀大学文化教育学部附属中学校

いじめ防止基本方針

I 基本方針策定までの経緯

憲法の精神にのっとり、教育基本法には、教育の目的は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と規定されている。これを受け中学校における教育の目的は「小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする」と規定されている。これらの目的を実現するために、学校教育法第 21 条に目標が掲げられている。教育は、その目標を達成するように行われなければならない。そこに示された 10 の目標の中で、自主・自律及び共同の精神や規範意識、公正な判断力、公共の精神、主体的な社会への参画とその発展に寄与する態度に培うためには、生命を尊重する精神に培うことが基盤となる。21 世紀の知識基盤社会に生きる子どもたちに、たくましく社会を生き抜く力を身につけさせることは、学校の責務である。子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた成長、発展が望まれる。そのような健全な子どもたちの成長のためには、学校に安心と安全な環境が保障されていることが肝要である。生命を尊重する精神は、自他のかけがえのない命を大切にし、よりよいあり方、生き方を求めることにつながる。

しかし、いじめを背景として中学生が自ら命を絶つという痛ましい事案が続けて発生した。このことは、極めて残念であり深刻に受け止めていかなくてはならない。文部科学省の調査によれば昭和 50 年から平成 22 年度まで、自殺した子どもたちの数は 6374 人にのぼる。中学校や高等学校での対策の重要性は言うまでもないが、小学校高学年から命の大切さや悩みの解消法等の指導の強化がより一層重要である。自殺の背景は多岐にわたるが、学校生活に起因するものも少なくない。将来のある子どもたちが自ら命を絶つというような悲劇は大人の責任で何としても防がねばならない。

このような状況のなかで、いじめ問題が社会的に大きな関心を集めている。国においては、いじめ対策を総合的に推進し、もって生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、平成 25 年 9 月 28 日には、いじめ対策推進基本法を策定し、国としての指針が示された。

その内容としては、

- 1 いじめがいずれの学校のいずれの児童生徒等にも起こりえるものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とする。いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- 2 いじめは生徒の人間としての尊厳を害する行為を含むものである。また、いじめは、犯罪その他重大な人権侵害となる行為も含む。そのような行為を、決してしてはならないものであることについて、生徒が認識できるよう情操と道徳心に培い、規範意識を養い、及び自尊感情を育むべきこと。
- 3 いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた生徒の生命を保護すること、及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが最優先事項であることを認識すべきこと。
- 4 いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにする。また、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じて最大限に必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、学校における未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

今回の件を契機として、校長を中心に、いじめ撲滅をめざし、校内の協力と協働体制の再構築を図ることが急務である。また、佐賀大学文化教育学部との連携を深めながら指導の徹底を図る。いじめ問題の撲滅に向けて、更なる取り組みを進めることにより、生徒・保護者に対する揺るぎない信頼の構築を図る。

そのためには、「いじめを絶対に許さない」「いじめる側が悪い」という認識を、教職員はもとより生徒も持つことを大前提とする。全教職員が、生徒が発しているわずかなサインも見逃さない感性を身につけなければならない。教師は、「自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という強い意識をもって、学年経営や学級経営にあたる必要がある。

これらのことを念頭におき、以下に本校の基本方針を示し、いじめのない安心で安全な学校の実現をめざして学校経営にあたる。

II 本校のいじめ防止基本方針

- 1 命の教育を基盤として、豊かな情操と道徳的心情に培い、生き方やあり方の教育を一層推進する。
- 2 さまざまな交流を通して、心のふれあいを体感させ、人を大切にする心を育み、人間関係調整力を高める。
- 3 全教育活動を通じて、道徳的な実践力を高め、人権感覚と人権意識の高揚を図る。
- 4 学校生活へのよりよい適応指導の充実を図る。

Ⅲ めざす学校像

- 1 生徒自らが主体的に学び、たくましく生き抜く力を身につけることができる学校
※生き抜く力…確かな学力，豊かな情操，健やかな体の調和のとれた力
- 2 生徒の自尊感情を育み，多くの人との交流を深め，リーダーシップ，フォロアーシップの力を高めることができる学校
- 3 生徒一人ひとりが，学校生活によりよく適応し，成就感，達成感を味わい充実感，満足感を体感することができる学校

Ⅳ めざす生徒像

自律と共同によって，自他の力を高める生徒

- 1 自律的リーダーシップを発揮して，教師とともに学校をつくる。
- 2 成長としての「学び」の意味を考え，現実的・学問的な問題を発見し，粘り強く探究する。
- 3 健康や安全に配慮し，身体を鍛え，文化的活動に励む。

Ⅴ めざす教師像

自律と共同によって，教職の専門性を高める教師

- 1 生徒の自律的リーダーシップの発揮を力強くサポートし，生徒とともに学校をつくる。
- 2 生徒と一体になって学問的・現実的な探究を行い，学校カリキュラムの研究開発を進める。
- 3 保護者及び外部の専門家等と連携・協働し，ミドルリーダーとして教育力を高めることができる。
- 4 佐賀大学の教員養成の課題について理解を深め，その担い手となる。
- 5 地域社会や学校全体に視野を拡大し，それぞれの立場から学校運営に積極的に参加する。

Ⅵ 基本的な方針

1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

(1) いじめ問題の撲滅のために，組織的機動的に対応できる組織の構築を図る。

① いじめ防止対策会議の設置

現在の毎週金曜日第1校時に開催している生活指導部会において，いじめ問題に関する情報交換や情報収集，対応方策等について話し合う。いじめ防止対策会議として位置づける。自己指導力の育成の観点からの対策を講じる。また，毎週木曜日第1校時開催の企画委員会においても，いじめ防止対策会議として位置づける。学校経営や学年経営の視点から，未然防止に関わる方策を策定する。

◎いじめ対策委員会

- | | | |
|---|----|---|
| 1 | 目的 | 校内におけるいじめの早期発見及び緊急対策を明らかにすることによって、問題の解消を図る。 |
| 2 | 組織 | 生徒指導委員会(校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談係・養護教諭・各学年主任)をもってこれにあてる。 |
| 3 | 運営 | (1) 定期的を開催し、早期発見に努める。
(2) 日頃から各学級担任と養護教諭は連携を密にしておく。その事実が判明したら教頭に連絡し、臨時の対策委員会を開催する。その際、必要に応じてSC、当該学級担任も出席する。
(3) 全職員に報告し、学校全体で対処する体制を作る。 |

② いじめ防止対策委員会（22条委員会）の設置

学校におけるいじめの防止等のための対策の充実に関する協議を行う。

また、いじめの疑いがある場合に、いじめ防止対策委員会を開催する。情報収集や事実確認を行い、いじめと判断した場合に対応方策を決定し、速やかに実行する。いじめ防止対策協議会の外部メンバーへ報告、連絡、相談をする。そして、いじめ防止対策協議会を開催するかどうかを決定する。ただし、重大な事案発生の場合には、速やかにいじめ防止対策協議会を開催する。

いじめ防止対策委員会のメンバーは、校長、副校長、教頭、教務、各学年主任、生徒指導主事、該当する学年の担任・生活指導担当、教育相談主任、人権・同和教育主任、養護教諭。

③ いじめ防止対策協議会の設置

いじめ防止対策委員会のメンバーに、外部専門家として、第三者のメンバーを加える。文化教育学部教授、弁護士、警察、SC、医師等。

(2) いじめの未然防止

① 人権・同和教育の推進と充実

ア 人権・同和教育週間の実施・・・年2回（6月，11月）

イ いじめ標語の作成とその活用

- i 豊かな価値観や人権感覚を育て、差別を乗り越える力を育てる人権学習プログラムを作成する。
- ii 「人権が尊重される人間関係づくり」「人権が尊重される学習活動づくり」「人権が尊重される環境づくり」という視点をすべての教育活動の基盤に位置づける。

※文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」
人権教育については、このような「生きる力」を育む教育活動の基盤と

して、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切である。

② 心の教育の充実

ア 道徳教育の質的充実

- i いじめ問題解決につながる内容項目の洗い出し、焦点化及び重点化を図る。
- ii いじめ問題それ自体に関わる資料を教材化して実践する。
- iii 「生命の尊さ」道徳の授業実践。

イ いのちの教育の推進

- i 性教育及び事前、事後の取り扱い
- ii 「いのち」について考える授業実践

③ 学年経営の充実

- ア 学年の実態に応じて、いじめ防止についての学年の方針を打ち出す。
- イ いじめ防止の取組について、学年通信で保護者に知らせる。
- ウ 学年会の議題に、「いじめ防止について」を入れる。
- エ hyper Q-Uの検査結果を分析・考察し、活用する。

④ 学級経営の充実

- ア いじめ問題について、担任・副担任の思いや考えを語る。いじめは絶対に許さないという姿勢を示す。
- イ 支持的共感的風土を醸成する学級づくり
- ウ 人間関係づくりを意図した学級活動、道徳の実践
- ※ 構成的グループエンカウンターを取り入れた学級活動、道徳。
アサーションプログラム、ソーシャルスキルトレーニングの導入
- エ 学級通信で、学級の様子を知らせる。いじめ問題に対する取組状況を保護者へ知らせる。
- オ ボランティアスピリットに培う学級活動及び学級づくり

⑤ 生徒指導の推進

- ア 生徒指導の3機能を活かした授業づくり
- i 自己存在感を与える授業づくり
 - ii 共感的人間関係を育成する授業づくり
 - iii 自己決定の場を与える授業づくり
- イ 自己指導力を意識させ、高めさせる指導・支援の工夫
- ウ 規範意識を育てる教育プログラムの開発

⑥ 生徒会と連携した取り組み

生徒会を中心に、生徒が主体になってよりよい集団自治のために行うプロジ

ェクトを推進させる。他校の生徒会等と連携させ、いじめ撲滅のための機運を高める。

⑦ 保護者や地域社会と連携・協力し、いじめ防止に努める。

ア 保護者会や公民館主催の会議等で、啓発活動を行う。

イ いじめ防止に関わる学校の取組状況を説明し、理解をえて協力を引き出す。

ウ 家庭でできること等について、講演会を開催したり意見交換をしたりする。

⑧ 研修の場の継続的な確保

職員研修で「いじめ防止」に関わる研修を行う。研修を通して、職員の「いじめ防止」に対する意識の高揚を図り、見識を深め、よりよい実践につなげる。

⑨ 情報モラルの啓発

情報モラルに関する授業や研修会を実施し、生徒や保護者に向けた携帯電話・スマートフォン及びインターネットの利用に関する情報モラルの啓発活動に努める。

(3) いじめの早期発見，早期対応のための方策の実施

① いじめ防止対策会議において、いじめ実態アンケート調査を実施する。

各学年において、その結果についての分析と考察をし、対応策を決定する。6月，12月，2月に実施する。各学年より、いじめ防止対策会議において、報告を行う。

② 教育相談主任を中心とした教育相談体制を充実させる。重大事態とならないような体制を構築する。

ア 教育相談週間の設定・・・年2回（4月，11月）

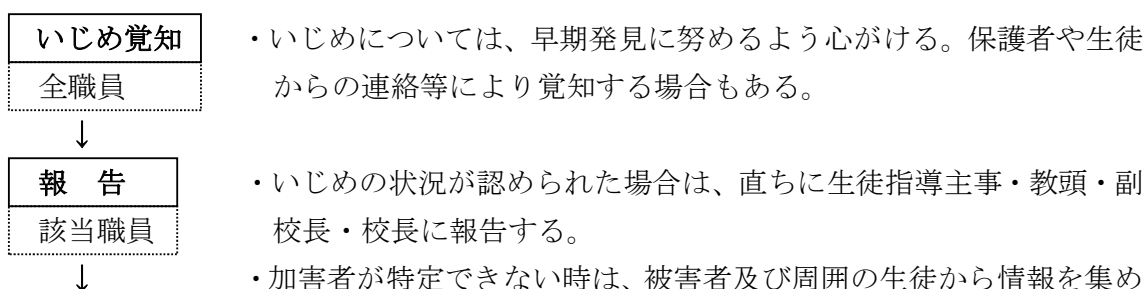
イ 気になる生徒のチャンス相談の実施・・・随時

ウ 保護者面談の実施・・・年2回（いじめ撲滅の視点をもつ）

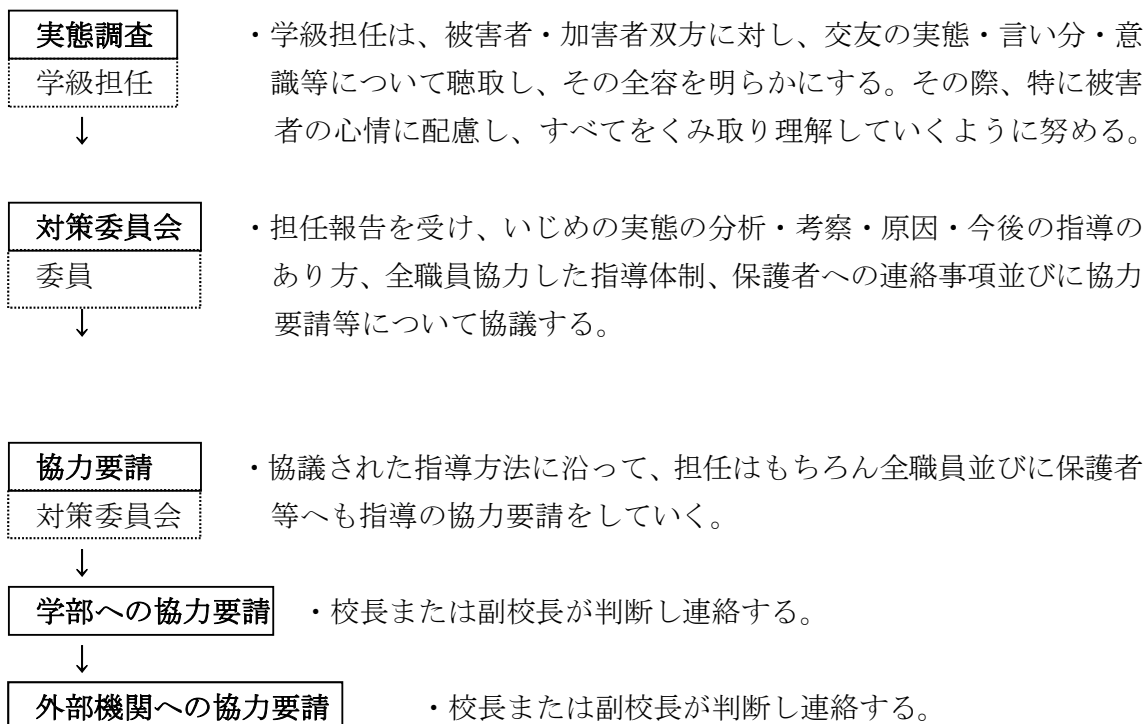
③ 「心の扉」を月初めに実施する。

教育相談主任が作成した「心の扉」を、学年の実態に応じてアレンジを加えて実施する。その分析と考察の結果については、各学年で情報を共有し組織的に対応する。

2 いじめ事案への対応の流れ



るとともに、学級や学年で生徒の心に訴えるための集会を開く。
(単なる犯人捜しにならないように留意する。)



3 外部機関との連携（再発防止及び重大事態への対処）

(1) 警察との連携

本校は平成17年度から佐賀警察署と生徒指導についての連携協定を締結している。必要に応じて、警察との連携をはかる。また、連携内容については定期的に警察と協議をし改善をはかり、より効果的なものにしていく。

(2) 学部（大学）との連携

必要に応じて、学部（大学）へ専門家の派遣などについての支援を要請し、連携を図る。

また、重大事態又は重大事態と疑われる事態が発生した場合は、直ちに学部へ報告し、学部と連携しながら事態の調査にあたり、事態の解決に努める。

Ⅶ 各手立ての評価及び基本方針の見直し

いじめ防止等の手立てを効果的かつ着実に実施していくため、各手立てについて、評価を行う。また、法の施行状況や国の基本方針の動向にあわせ、必要に応じて本校の基本方針の見直しを行う。